

請求に当たっての注意事項

1. 請求理由の記載について

①権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

②国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

③その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類（免許証等）の提示が必要です。

4. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類（委任状など）が必要です。

5. 罰則

偽り、その他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科せられます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。